

半島振興法に基づく固定資産税の不均一課税までの手続き

商工観光課



東部振興局



現地調査



税務課

○産業振興機械等の取得等に係る確認申請書

- 1 登記事項証明書（商業・法人登記）の写し
- 2 導入した機械、その価格及び時期がわかるもの
- 3 配置図（固定資産の配置がわかるもの。）

※現地調査の時でも構いません。

日出町役場商工観光課

TEL : 0977-73-3158

○適用工場等指定申請

※原則決算終了後2か月以内に提出してください。

申請書は大分県のホームページよりダウンロードできます。

大分県東部振興局 地域振興部 地域振興班

TEL : 0978-72-0857

○現地確認調査

適用工場の指定及び不均一課税にかかる県及び市町村の担当部署による合同現地確認調査。

○不均一課税申請書

- 1 町税（固定資産税）不均一課税申請書
・固定資産明細書（付表1償却資産 付表2土地 付表3家屋）
- 2 設備等の年次別建設計画書及び実績概要
- 3 法人税（所得税）確定申告書の写し
（青色申告の別表1 税務署の受付印があるもの。
電子申請の場合は、受付メールを打ち出したもの）
- 4 減価償却資産償却額の計算に関する明細書の写し（別表16）
- 5 特別償却の付表（写）
（又は、特別償却の適用を受けていない場合は、その理由書）
- 6 敷地図及び工業生産設備配置図
- 7 設備等に係る製造工程が分かる書類（フロー図等）
- 8 固定資産台帳・固定資産減価償却内訳表

【土地・家屋取得の場合】

- 9 免除対象土地の取得日及び家屋の工事着手日が判明する書類の写し
（売買契約書、登記簿謄本等）

【旅館業の場合】

- 10 旅館業法第3条に基づく許可書の写し

日出町役場税務課資産税係

TEL : 0977-73-3123

注) 各申請の内容・調査の結果によっては税の不均一課税が受けられない場合があります。